

平成4年5月15日

関東運輸局自動車第1部旅客第2課

新運賃実施に伴うメーター器、表示装置等の取扱いについて
(個人タクシー)

標記については、下記のとおり取扱う様傘下事業者に周知徹底方願いたい。

記

1. 運賃メーター器の取扱いについて

(1) 新運賃メーター器を実施日までに装着できないときは、装着するまでの間現行運賃メーター器の表示額を、別に運輸局長が公示する「運賃換算表」により、新運賃・料金に換算して収受する。

なお、「運賃換算表」の使用期間は、平成4年6月25日までとする。

(2) 無線車待料金は、新運賃メーター器を装着するまでの間適用しないこと。従って迎車で到着後旅客を待つ場合は、運賃メーター器を「迎車」のままとし、「賃走」又は「割増」に操作してはならない。

なお、この場合、車内表示装置も「迎車」のままとすること。

2. 車内表示装置及び表示灯(屋上灯)の取扱いについて

(1) 「無線予約」表示について

車内表示装置のうち「無線予約」表示が、運賃メーター器と連動して作動する構造の装置(新車内表示装置)を新運賃実施日までに装着できないときは、装着するまでの間表示通達に定める「無線予約」板を掲出すること。

なお、「無線予約」板の使用期間は、平成4年7月31日までとする（表示通達の付則で規定）。個人タクシーについては、新車内表示装置のメーカーの製造能力を勘案し、表示通達の付則の規定にかかわらず、平成4年9月30日までとする。

このため、各者においては、無線装着車を優先し、新車内表示装置を装着することとされたい。

(2) 新車内表示装置の装着について

無線装着車、非無線車にかかわらず5月26日以降逐次、新車内表示装置を装着し、装着車両から表示灯は「空車」、「無線予約」以外は消灯とすること。

なお、7月31日までにできる限り全車、新車内表示装置の装着を図るよう努めるとともに、同日までに新車内表示装置の装着ができない場合であっても8月1日から全車表示灯を「空車」、「無線予約」以外は消灯（中間スイッチの使用によることも可）とすること。

また、8月1日以降において、やむを得ず中間スイッチを使用する場合も逐次、新車内表示装置の装着を行うこと。

3. 点字表示の取扱いについて

点字表示については、次のとおり実施することとする。

- ① 表示内容は、名字及びドア番号とする。
- ② 表示位置については、車両左側後部ドアの車内ドア手動開放操作装置上部付近とする。
- ③ 装着は、平成4年6月30日までに完了すること。
- ④ 点字例 山田タクシー 123号車 の場合

ヤマダタクシー 1 2 3

上記のルビに該当する点字

↑点字シール（ルビは含まない。）